

令和 5 年度（令和 4 年度施策対象）

朝霞市教育行政施策評価報告書



©むさしのフロントあさか

令和 5 年 8 月
朝霞市教育委員会

目 次

1	教育行政施策評価の概要	1
2	教育行政施策評価の基本方針	1
3	施策体系一覧	3
4	施策内容及び評価	4
	(1) 学校教育	4
	朝霞の次代を担う人材の育成	
	確かな学力と自立する力の育成	
	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	
	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	
	(2) 生涯学習	12
	生涯学習活動の推進	
	学びを支える環境の充実	
	(3) スポーツ・レクリエーション	16
	スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	利用しやすい施設の提供	
	(4) 地域文化	20
	歴史や伝統の保護・活用	
	芸術文化の振興	
5	学識経験者からの意見	24
6	資料	31
	・朝霞市教育行政施策評価実施要綱	

1 教育行政施策評価の概要

朝霞市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を市議会に提出するとともに、広く公表しています。

令和4年度に実施した教育行政の施策についても、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民への説明責任を果たすため、教育行政施策評価会議において点検・評価を実施し、この報告書を取りまとめました。

朝霞市教育委員会は、今後も自己の評価の結果と学識経験を有する方の意見を踏まえ、改善すべき点は改善し、各施策をより効率的かつ効果的に進めてまいります。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）〔抜粋〕

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 教育行政施策評価の基本方針

朝霞市教育委員会では、朝霞市教育行政施策評価実施要綱を定め、平成20年度から、教育行政施策の評価を実施しています。

○ 目的

- ・教育委員会内の各所管部署が行う教育行政活動について、その実施内容及び成果等を検証することにより、より確実かつ有効な教育行政の運営を行います。
- ・点検及び評価の結果を明らかにし、市民に信頼される公正で開かれた教育行政運営を推進します。

○ 点検・評価の対象及び方法

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）に位置付けた、「第3章 教育・文化」のうちの4つの大柱、10の中柱における令和4年度の教育行政諸施策について、点検・評価を実施しました。

この点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方から意見をいただくこととしています。

第5次朝霞市総合計画後期基本計画が令和3年度から開始され、施策や事務事業の指標等の見直しが行われたことから、教育行政諸施策の点検・評価についても、第5次朝霞市総合計画後期基本計画同様、各年ごとの達成度ではなく、最終目標に

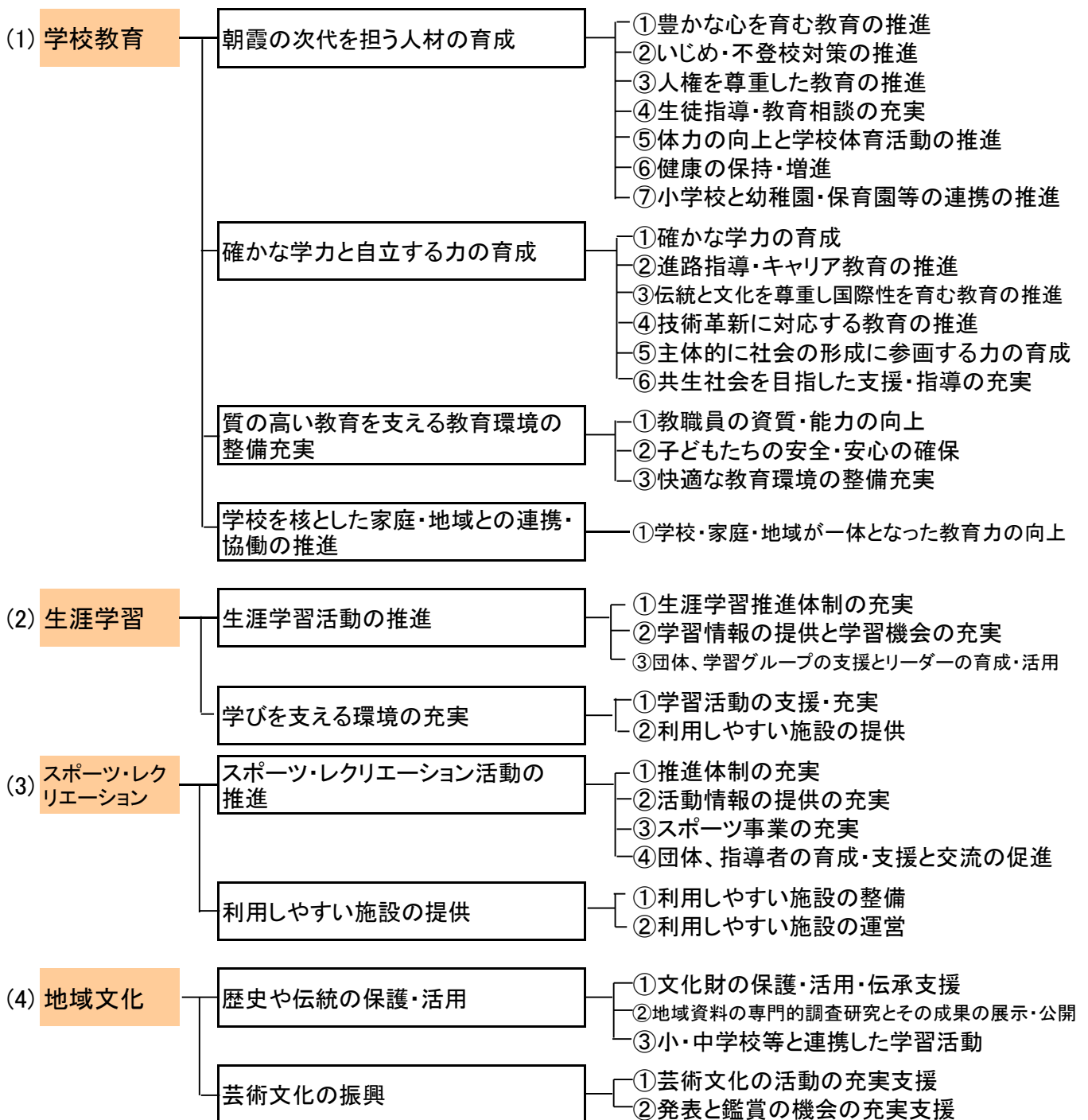
向けての進捗状況を評価することとします。

なお、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の大柱及び中柱は、第2期教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)の基本目標と一致しているため、今回の点検・評価をもって、第2期教育振興基本計画の点検・評価を行っているものとします。

3 施策体系一覧

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（第2期朝霞市教育振興基本計画）

第3章 教育・文化



4 施策内容及び評価

(1) 学校教育

施策名	朝霞の次代を担う人材の育成	担当課	教育指導課
		関連課	教育総務課、教育管理課、 学校給食課

●施策の概要

目指す姿	発達段階に応じた様々な教育活動により、児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成が図られている。
施策の実施内容	<p>スクールカウンセラー7人を市内全小中学校へ配置、さわやか相談員5人、サポート相談員11人を配置。</p> <p>朝霞市子ども相談室にスクールソーシャルワーカーを2名、教育相談員を4名配置。食育啓発リーフレット「あさかをたべる」の作成及び送付。</p> <p>【新規】</p> <p>オンライン授業配信用のタブレット端末を各学校に複数台配備し、不登校や新型コロナウイルス感染による出席停止中の児童生徒に対し、教育機会の確保を行った。</p>

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
規律ある態度の達成状況	90%	89%	小・中学校とも全項目の平均達成率が90%を上回る	全小・中学校を対象に実施される「規律ある態度」のアンケート結果における平均達成率
不登校児童・生徒の割合	小学校 1.12% 中学校 5.18%	小学校 1.47% 中学校 7.02%	小学校 0.43% 中学校 2.03%	年度内に30日以上欠席した児童・生徒の割合（病気や経済的理由を除く）
新体力テスト総合評価A B Cの割合	小学校 74.8% 中学校 82.1%	小学校 74.4% 中学校 81.2%	小学校 85.0% 中学校 85.0%	毎年5月～7月の間で実施。総合評価A～EのうちのA～Cに位置する児童生徒の割合
給食残菜の排出量	444.7kg	427.6kg	452kg	学校給食センターと自校給食校を合わせた1日平均の排出量

●施策の分析

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の規律ある態度について、学校・学年によって若干の課題は見受けられるが、市全体として児童生徒の規律ある態度は、着実に育っている。 ・各小中学校にスクールカウンセラーや各種相談員を配置し、関係諸機関等と連携しながら、子どもが抱える課題に応じた支援を実施した。 ・子ども相談室にスクールソーシャルワーカー・相談員を配置し、関係課と連携しながら、子どもの家庭環境への支援等も実施した。 ・朝霞市食育推進委員会において、食育啓発リーフレット「あさかをたべる」を作成した。
必要性	<p>ICT技術が急速に普及していく中で、児童生徒を取り巻く情報環境も大きく変化し、ここ数年増加傾向にある不登校や問題行動等に加え、ネット上でのいじめやトラブルが社会問題となっている。また、家庭環境も多様化し、食事の摂り方も家庭により多様化してきている。児童生徒の豊かな心を育成したり、家庭と連携した食育を推進したりすることは、今後ますます重要になってくると思われる。</p>
現状と課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒が抱える課題やその背景は多様化・複雑化しており、保護者によっては教育相談を実施することができない家庭もある。解決のためには関係課や医療機関等、関係する部署とのさまざまな連携が一層重要となる。 ・新型コロナウイルスの影響もあり、子どもを取り巻く生活環境が変化し、生活の中で体を動かす機会が減少してきている。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談活動のさらなる充実を図る。特に、不登校児童生徒の教育機会の確保に向け、タブレット端末を活用したオンライン授業への参加等児童生徒個人への働きかけにとどまらず、家庭等の生活環境への働きかけにも重点を置く。相談員やスクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通して、積極的に情報を収集し、実態を把握し、児童生徒の個に応じた対応を図る。 ・各小・中学校における体力向上推進委員会の活動を充実させ、各学校の実態に応じた児童生徒の体力向上のための取組を進める。

●評価

<p>不登校児童生徒の増加は、朝霞市に限らず全国的な傾向であり、教育機会確保法に基づいた、児童生徒の教育機会の確保は喫緊の課題となっている。また、文部科学省からも「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)が打ち出される中、朝霞市ではタブレット端末を活用したオンライン授業の配信の他、教育相談員・さわやか相談員・スクールソーシャルワーカー等の各種相談員の配置を行い、子どもの家庭環境への支援も視野に入れた活動を行っている。より一層の個の支援を充実させるための方針も示しており、今後も関係課と連携しながら、迅速な対応を進めていく必要がある。</p>
--

施策名	確かな学力と自立する力の育成	担当課	教育指導課
		関連課	教育総務課

●施策の概要

目指す姿	主体的・対話的で深い学びにより、児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けるとともに自立する力の育成が図られている。
施策の実施内容	<p>小学校低学年補助教員を全小学校へ合計27名配置。 あさか・スクールサポーターを全小・中学校へ合計17名配置。 市内各小・中学校のコンピュータの活用の推進及び保守・点検。 朝霞市教育委員会研究開発学校の指定と研究発表会の開催。 小学校英語指導助手を市内10校に対し7人配置。全小学校の3・4年生の各学級で外国語活動のチーム・ティーチングを実施。 中学校英語指導助手を市内全中学校に各1名配置。英語担当教員とチーム・ティーチングを実施。 通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒支援員を市内関係各小・中学校へ3,000回以上派遣。 【新規】 朝霞第五中学校に自閉症・情緒障害学級、知的障害学級をそれぞれ新設した。</p>

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
学習状況調査における平均正答率を上回った科目数(小学校)2科目(国・算)	2科目	3科目	2科目	全国学力・学習状況調査(小学校)において、市の平均正答率が全国平均を上回った科目数 ※4年度は国・算・理の3科目
学習状況調査における平均正答率を上回った科目数(中学校)3科目(国・数・外)	3科目	4科目	3科目	全国学力・学習状況調査(中学校)において、市の平均正答率が全国平均を上回った科目数 ※4年度は国・数・外・理の4科目
授業にICTを活用して指導する能力	小学校 79.66% 中学校 83.58%	小学校 81.70% 中学校 70.83%	小学校 95.00% 中学校 95.00%	学校における教育の情報化の実態等に関する調査における「授業にICTを活用して指導する能力」の項目で、「できる」又は「ややできる」と回答した教職員の割合

●施策の分析

進捗状況	<p>低学年補助教員やあさか・スクールサポーター、英語指導助手などの人的配置は計画通り実行できており、児童生徒一人一人へのきめ細かな学習支援・生徒指導を進めることができている。日本語を母語としない帰国児童・生徒は依然高止まりの傾向であり、新型コロナによる入国制限が緩和されたこともあり外国籍の児童生徒も増加した。そのため、日本語指導支援員の必要性は依然として高い。教職員研修に関しては、新型コロナ感染防止策を講じながら、参加人数を制限したり、オンラインで配信する等研究開発学校の研究発表や校内研修をすすめ、教職員の資質向上が図られている。</p>
必要性	<p>小学校1・2年生における学習支援や生徒指導及び小学校3年生から中学校3年生までの学力向上に係る、個に応じた指導の充実を図るためには、小学校低学年補助教員やあさか・スクールサポーターなどの人的配置が不可欠であり、学校規模に応じた配置を考えると、増員の検討も必要である。また、GIGAスクール構想の推進に伴い、一人一台タブレット端末の効果的な活用が必要である。</p>
現状と課題の分析	<p>子供たちの多様な学びの保障や発達に課題を抱える子供の増加を背景に、小学校低学年補助教員やあさか・スクールサポーターなどの支援員増員が求められることが予想される。また、GIGAスクール構想の推進において、効果的にタブレット端末を活用するため、教職員のICTに関する資質能力の向上を図るとともに、適切な活用について、保護者への啓発等も必要となってくる。</p>
今後の展開	<p>今後も、低学年補助教員・あさか・スクールサポーター等の学校現場への人的配置については、学校規模に応じた適正配置をしていく。また、学校の課題解決に対応した配置となるよう、それぞれの学校の実態を事前に把握する。情報教育に係る学習環境の整備・充実に関しては、児童生徒用・教職員用のコンピュータの入替を計画的に進めるとともに、教員の指導力を高めていく。あらたに市内小中学校に3名配置されるICT支援員を効果的に活用し、子供たちの確かな学びを支えていく。</p>

●評価

<p>小学校低学年補助教員やあさか・スクールサポーター、英語指導助手などの配置が、個別最適化された学び・協働的な学びの充実に寄与している。また、効果的にタブレット端末を活用するため、教職員のICTに関する資質能力の向上を図るとともに、ICT支援員を今年度配置したことにより一層の充実が図られている。これらの取組が全国学力学習状況調査での良好な結果に寄与している。</p> <p>同時に、学校単位での「教員による主体的な」授業改善・学力向上に向けた具体的な取り組みが推進されており、今後市内各校に波及していくことを期待する。</p>

施策名	質の高い教育を支える教育環境の整備充実	担当課	教育総務課
		関連課	教育管理課、教育指導課、学校給食課

●施策の概要

目指す姿	学校施設の改修や教職員の資質・能力の向上を図ることなどにより、児童生徒が安全で安心して学びやすい環境で学校生活を送っている。
施策の実施内容	<p>朝霞市教育委員会研究開発学校の指定と研究発表会の開催（九小・十小・四中）。 校舎屋上防水改修工事（三小）、剣道場床改修工事（二中）、屋内運動場屋根改修工事（五中）、その他の施設改修工事の実施。 校舎外壁等改修工事の設計（二中）の実施。 屋内運動場空調設備設置工事（三中・四中）の実施。 特認校（五中）の生徒募集（申請及び許可人数 18人）。 中学校自由選択制の実施（申請及び許可人数（特認校含む）125人）。</p> <p>【新規】 小学校少人数学級へ対応するため普通教室への転用改修工事の実施（三小、六小）及び校舎増築設計の実施（六小、九小）</p>

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
「教科等指導員」を任命した教科等の数	16教科等	13教科等	15教科等	指導のリーダーとなる知識や技能を持つ「教科等指導員」を任命する教科等の数
避難訓練の1校あたりの実施回数	2.9回	3.0回	3.0回	市内小・中学校の避難訓練の実施回数
屋内運動場のエアコン設置校数	小学校10校 中学校2校	小学校10校 中学校4校	小学校10校 中学校5校	屋内運動場にエアコンを設置している市内小・中学校の数

●施策の分析

進捗状況	<p>「教科等指導員」は、指導に必要な人数を確保することができた。教職員の資質は研究開発学校の指定・校内研修の推進や教育に関する研究成果等のデータのアーカイブ化を進めることなどにより向上を図っている。学校の修繕等は校舎、体育施設、屋外環境の工事等を実施し、快適で安心・安全な教育環境の整備に努めた。また、平成30年度から小・中学校の屋内運動場にエアコンを整備する事業を順次実施している。なお、小学校の少人数学級への対応のため、普通教室への転用改修工事を実施するとともに、第六小学校と第九小学校の校舎増築設計を実施し、今後工事を進めていく。中学校自由選択制は125人の申請・許可を行い、そのうち第五中学校の特認校利用者は18人で、通学区域の弾力化並びに第五中学校の活性化に努めている。</p>
必要性	<p>教職員の資質向上のためには教職員研修が不可欠であり、効果的なタブレット端末活用のための研修等をより充実していく必要がある。学校施設は施設の長寿命化を図るため改修等を計画的に実施していく必要がある。平成30年度から屋内運動場にエアコンを設置する設計・工事を順次実施している。小学校の少人数学級への対応は、普通教室への転用改修工事を計画的に実施するとともに2校の増築工事を行っていく必要がある。また、特認校制度は第五中学校の活性化のために継続する必要がある、自由選択制度は就学指定校の変更を弾力的に運用する意味合いから引き続き必要である。</p>
現状と課題の分析	<p>教育環境の充実のため、限られた財源の中ではあるが、財政状況や国の施策の動向を踏まえ、児童・生徒数の推移や施設の状況を的確に把握し、必要性や緊急性に配慮しながら、計画的な改修工事等を実施していく必要がある。</p>
今後の展開	<p>教職員研修は、教職員の資質向上のため引き続き実施していく。災害時に避難所となる屋内運動場のエアコン設置工事は平成30年度から順次実施しており、令和5年度に完了する。老朽化していく学校施設の改修・修繕については、学校施設長寿命化基本方針に基づき実施していく。小学校の少人数学級への対応は、普通教室への転用改修工事を計画的に実施するとともに2校の増築工事を実施していく。特認校制度及び中学校自由選択制度は中学校生活が充実したものになるように継続して実施していく。</p>

●評価

<p>昨年度に引き続き、授業で使用する教材、教育に関する実践や研究成果のデータのアーカイブ化を進め、教職員の資質・能力の向上に取り組むことができています。</p> <p>教育環境の整備充実では、屋内運動場の空調設備整備工事や小学校少人数学級への対応のための普通教室への改修工事・増築工事について、計画通りに進捗している。</p> <p>今後、老朽化が進む校舎等は緊急性を要する箇所から順次改修、整備を実施するとともに、改築についても視野に入れていく必要がある。</p> <p>中学校の特認校制度及び中学校自由選択制度は通学区域の弾力化を推進するため実施しており、引き続き制度を活用し、魅力ある学校づくりを行っていく。</p>
--

施策名	学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進	担当課	教育指導課
		関連課	教育管理課、生涯学習・スポーツ課

●施策の概要

目指す姿	学校において地域の人材が教育活動に関わることで、地域に根ざした特色ある学校づくりが推進されている。また、地域における奉仕活動・体験活動・防犯活動等を推進することにより、地域で子供を育てる意識が醸成され、地域の教育力が活性化している。
施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において、地域の様々な分野の専門的な知識や技能を有する地域の方々を、支援員として授業や部活動、教育環境整備等に活用した。 学校運営協議会を朝霞第一、第六、第八小学校で立ち上げ、合計24名を委員に任命した。 コロナ禍での3年目に入り、活動を継続した団体（サークル2、PTA等6）に対し、補助金を交付するなど支援を行うとともに、家庭教育学級の活動報告集を作成、配付し、次年度の活動に向けた周知・啓発を行った。 家庭学級合同講演会を3年ぶりに開催でき、参加した保護者からも好意的な意見を多くいただいた。 <p>【新規】</p> <p>学校運営協議会を朝霞第一小学校、朝霞第六小学校、朝霞第八小学校の3校で立ち上げ、あらたに合計24名を委員に任命した。</p>

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
学校応援団の活動人数	1,686人	1,915人	1,000人	市内小・中学校で1年間に活動した学校応援団の総人数
ふれあい推進事業の参加者数	中止	5,495人	7,500人	中学校区ごとに実施しているふれあい推進事業に参加した方の延べ人数
学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクール)学校数	小学校 7校 中学校 2校	小学校 10校 中学校 2校	小学校 10校 中学校 5校	学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの小・中学校数

●施策の分析

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において地域の様々な分野の専門的な知識や技能を有する市民を支援員として授業等で積極的に活用し、特色ある学校づくりをそれぞれの学校の実態を踏まえて進めている。 ・コミュニティ・スクールの立ち上げに伴い、地域や関係機関との連携の在り方について学校の教育活動を見直すこともできた。 ・ふれあい推進事業については、3つの中学校区で3年ぶりにふれあいまつりを実施できた。残る2つの中学校区は実行委員会で検討した結果、本年度も中止であった。 ・コロナウイルス感染症の収束が見えてくる中で、個々の家庭教育学級に対しては、引き続きの支援を行い、家庭での教育の推進に努めていく。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で、社会のルールやモラル等をはじめ、多様な価値観の存在を子どもたちに教え伝えていくうえで、大人の側の学びも重要なものとなっており、家庭教育学級の必要性は高い。
現状と課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校づくり支援事業では、数値に表れない学校応援団等、ボランティアによる支援が行われている学校もある。今後、社会に開かれた学校づくりという面でも、コミュニティ・スクールの立ち上げを一つの契機として地域と一体となった学校づくりを推進していく必要がある。 ・ふれあい推進事業は、地域に根ざした活動となった一方で、マンネリ化してきたという声も聞く。新型コロナの収束の兆しがでてきており、地域と一体となった学校づくりに位置づけ、あらためて実施内容等を検討していく必要がある。 ・コロナ禍により、参集が制限される中でも、少ないながら家庭教育学級は継続されている。現状の回復を望み、学級を運営する団体等に対して、きめの細かい支援を行っていく。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・事業としての取組を継続して推進していくと同時に、ボランティアの活用を含めた内容の充実を図る。 ・市内小中学校15校のすべてに学校運営協議会の設置を目指して、学校・家庭・地域のつながりをさらに深めていく。 ・世帯構成が多様になり、それぞれのライフスタイルも多様化しているが、子供に対する家庭教育の在り方・姿勢について、講演会や研修会を通して、周知・啓発を継続していく。

●評価

コミュニティ・スクールについて朝霞市では、令和4年度までにすべての小学校に学校運営協議会が設置され、令和6年度までにすべての中学校への設置が見込まれている。これは、コミュニティ・スクールが形式的にならず、真に地域に開かれた学校づくりの実践を目指して、時間をかけて丁寧な対応を進めてきたためである。「朝霞市学校運営協議会研修会」に多数の教員の参加があった点からも、必要性の高さが伺える。

市内の小中学校で、学校運営協議会委員が教員と共に熟議に参加し、教員の負担となっている仕事を地域住民が支援する仕組みが動き出し、成果を上げている点は大いに評価したい。

(2) 生涯学習

施策名	生涯学習活動の推進	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	市民の学習ニーズに応えた学習や学習情報の提供及び活動の充実が図られ、いつでも、どこでも、誰でもが学べる生涯学習環境が整っている。また、市民による自主的な活動が活発に行われるとともに、学習の中心となる人材の育成と活用が図られている。
施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議を3回開催した。会議では、第3次生涯学習計画後期期間の進捗管理を行うとともに、生涯学習施策の推進体制等について建議いただき、方向性が明示された。 ・生涯学習ガイドブック「コンパス」を発行し、生涯学習情報の周知を図った。また、市民等の自主的な学習活動に対し、補助金を交付し、団体等の活動支援を行った。 ・市民企画講座、生涯学習体験教室、放課後子ども教室など各種事業はほぼ、従前のとおり実施し、事業の推進に努めた。 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度検討した、放課後子ども教室の夏季休暇期間中の開催について、市内6校で3日間ずつ、計18回実施することができた。令和5年度については、6校でさらに2日間ずつ拡充して計30回の実施を検討した。

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
事業参加者満足度	93.5%	93.1%	94.5%	生涯学習各種事業における満足度

●施策の分析

進捗状況	<p>進捗については、今までどおりの体系となり社会教育委員会議を3回開催した。会議では、第3次生涯学習計画の後期期間における計画の進捗管理等や、令和4年4月1日より成年年齢が18歳となったことで、「成人式」としていた名称の変更案について、建議いただいた。また、生涯学習部における事業展開において、昨年度の実績を更に検証し、より多くの生涯学習関連事業を実施することで、本市の生涯学習の方向性が明示された。</p>
必要性	<p>感染症への対応が図られて行くごとに、一時期中止や休止となっていた事業などが、再開されることとなり、生涯学習活動を求める市民が数多いことが改めて確認できた。今後も学習ニーズに応じたプログラムの提供や新たな情報などを鋭意発信していく。</p>
現状と課題の分析	<p>事業などは再び従前のように実施できるようになってきた。引き続き、学校・家庭・地域が連携し、つながる社会教育を目指していくとともに、新たな手法として始めた、リモートによる研修会なども取り入れ、新しい生涯学習の提供方法にも積極的に取り組んでいく機会としたい。</p>
今後の展開	<p>令和4年度から後期期間を迎えた「第3次朝霞市生涯学習計画」を基に、引き続き多様な学習プログラム、生涯学習情報の提供に努めていく。よって、本計画の基本理念である「一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまち あさか」のとおり、①いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習社会の実現、②人と人をつなぐ生涯学習社会の実現、③知の循環型社会の実現を目指し、各種生涯学習施策を推進する。</p>

●評価

<p>子供たちが安心して安全に活動できる居場所づくりとして、放課後子ども教室を平成19年度から実施しているが、令和4年度からは夏休み期間も開催することができた。</p> <p>感染症に配慮しながらも生涯学習事業を展開し、改めて市民が生涯学習活動を求めていることを確認できた。今後もニーズに応じたプログラムの提供や新たな情報発信に努めたい。</p> <p>また、新たな手法として始めたリモートでの研修を今後も継続していきたい。</p> <p>令和4年度から後期期間を迎えた「第3次朝霞市生涯学習計画」を基に、基本理念である「一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまちあさか」の実現を目指し各種生涯学習施策を推進する。</p>

施策名	学びを支える環境の充実	担当課	中央公民館
		関連課	文化財課、図書館

●施策の概要

目指す姿	「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学べる施設運営が図られ、市民ニーズに応じた学習、文化活動が充実することにより、市民は教養や健康の維持向上を図る機会を享受し、豊かな社会生活を営んでいる。
施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館では、各種主催事業の実施、利用団体への部屋の貸出しを行った。また、施設の維持管理、必要な修繕を実施した。 ・図書館では、施設の維持管理、修繕を実施した。また、資料の選定、保存、管理、貸出しを実施した。 ・博物館では、展示、教育普及、資料調査、資料保存及び施設の維持管理を実施した。 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館では、内間木公民館の空気調和設備改修工事や東朝霞公民館空気調和設備改修工事実施設計業務委託などを実施した。 ・博物館では市制施行55周年記念「丸沼芸術の森コレクション アンドリュー・ワイエス水彩・素描展ーアルヴァロの世界ー」の開催や博物館外壁等劣化状況調査委託、博物館エレベーター改修工事を実施した。

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
事業参加者数	40,970人	43,556人	70,000人	公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数

●施策の分析

進捗状況	<p>公民館では、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ令和2年度からは徐々に回復し、令和4年度は概ね計画通りに各種事業を実施できた。</p> <p>図書館では、電子図書を含め、利用者への安定的な資料の提供を行うことができ、また施設管理についても必要な修繕を行うことができた。</p> <p>博物館では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら可能な限り定員や回数を増やして事業を展開した。</p>
必要性	<p>生涯学習における様々な学びを支えるため、中央公民館、文化財課、図書館ともに、今後もそれぞれの事業の継続が必要である。</p>
現状と課題の分析	<p>限られた予算で事業の実施や適切な施設の維持管理を行い、利用者数、図書等の貸出し数、来館者数の増加や、電子図書の利用及び利用者満足度を高めていく必要がある。</p>
今後の展開	<p>時代の変化や情報通信機器の普及、新型コロナウイルスの影響で利用状況や利用方法にも変化がみられる。今後もこれらの状況を注視し、市民ニーズの適確な把握に努め、公民館、図書館、博物館における市民サービスのあり方を考えていく必要がある。</p>

●評価

<p>社会教育施設において、コロナ前・中・後のまちの状況がどのように変化してきたのかを検証する必要がある。</p> <p>図書館においては、デジタル図書の提供が求められており、本市においては、令和4年3月から電子図書の提供を行い、利用登録者は、1,700人程度であるが、今後急増してくことが予想され、市民の多様なニーズに対応できるよう有効な運用を目指すとともに、学校教育との連携を視野に入れた「児童書読み放題パック」なども、今後、より一層広く利用されるよう推進していく必要がある。</p> <p>博物館においては、博物館法の改正を受け、資料のデジタルアーカイブ化を促進することで、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応するだけでなく、学校教育に対する支援の充実も行っていきたい。</p> <p>公民館においては、地域課題を解決していく施設として、企画・講座を考えることと、国が示す「防災拠点としてのあり方」も視野に入れた施設運営も考える必要がある。</p>
--

(3) スポーツ・レクリエーション

施策名	スポーツ・レクリエーション活動の推進	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	誰でも いつでも どこでも楽しめる生涯スポーツ社会の実現が図られ、市民が日々スポーツ・レクリエーションに親しんでいる。
施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本市におけるスポーツ施策の方向性やスポーツ・レクリエーションの推進方策について、スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員会議を開催し、検討を行った。 ・市民総合体育大会実行委員会及び体育協会に補助金を支出し、各団体の運営支援を行った。 ・市民体育振興奨励補助金及び青少年スポーツ振興補助金を支出し、市民・団体の活動を支援し、市民のスポーツ・レクリエーションの振興に努めた。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシー事業として開催したボッチャ等の競技を今後も市民スポーツ教室等で引き続き開催する。 <p>【新規】</p> <p>国からの支出金を受け、コロナにより大会等の開催に制約があり、活動が困難であった団体等の活動を支援するため、「スポーツ団体支援事業補助金」制度を設け、団体活動への一助とすることができた。</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを引継ぎ、令和5年度も関連した自主事業を行っていく。(誰でもOK!記録を破れ!等)</p>

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
週1回以上スポーツを行っている人の割合	—	—	60%	週1回以上スポーツを行っている人の割合 ※アンケートは不定期で実施している。R3、R4は実施なし。
市が実施したスポーツ・レクリエーションの参加人数	343人	2,148人	14,400人	1年間で、市民体育祭やスポーツ教室などに参加した人数

●施策の分析

進捗状況	<p>ロードレース大会は雨天で中止となったが、新型コロナウイルスの感染拡大等により中止されていた市民総合体育大会も開催され、ウォークラリー大会、市民スポーツ教室及び小学生スポーツ教室等については、感染防止対策を十分図り、実施することができた。</p> <p>また、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会議を例年どおり開催し、各委員から御意見をいただき、施策及び事業に取り入れることが可能なものについては、反映できるように努めていることや、各種補助金についても継続的に実施している。</p> <p>これらのことから、概ね順調であると判断する。</p>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・平均寿命が延びている中で、単なる寿命の長さではなく、健康で長生きすること（健康寿命）がクローズアップされている。 ・収束しつつあるコロナ禍において、身体と精神の健康を維持するため、スポーツをすることへの関心が高まっている。 ・働き方改革や新しい生活様式が広まり、仕事以外の生きがいや交流の場が求められ、スポーツがその役割を期待されている。
現状と課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナが終息しつつある中でも、開催する事業については、従来と同じ開催方法ではなく、アフターコロナを意識した実施方法について検討する必要がある。 ・市民がスポーツに親しむきっかけ作りとして、事業内容や周知方法を検討する必要がある。 ・体育施設は多くの人々が利用しているが、施設・スペースは限られており、効率的な利用方法を検討するとともに、体育施設以外の場でできる運動の紹介なども必要である。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期朝霞市スポーツ推進計画では、各種施策により、市民がスポーツに触れる機会を提供し、「みる・ささえる・つながる」スポーツから「する」スポーツにつなげ、同計画の目標である「20歳以上の市民のうち、60%が週1回以上スポーツを行うこと」を目指していく。 ・体育施設の指定管理者である文化・スポーツ振興公社とさらに連携を深め、市民への啓発及び事業実施を進める。

●評価

<p>コロナ禍で中止になっていた市民総合体育大会を感染症に配慮しながら実施するなど、他のスポーツ大会も概ね実施することができた。</p> <p>コロナ禍での経験により、健康寿命を維持するためには、スポーツをすること、続けることに関心が高まっている。</p> <p>東京2020大会のレガシー事業で実施している「ボッチャ」や「ビームライフル」など、年齢や身体状況を問わず、市民が参加しやすくスポーツに親しむきっかけづくりの推奨に努める。</p>

施策名	利用しやすい施設の提供	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に実施することにより、ユニバーサルデザイン等を考慮した、安心して利用できる施設・設備が整っている。また、利用者の声を反映した施設の良好な管理・運営がされている。
施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設（総合体育館、武道館、滝の根テニスコート）及び公園体育施設について、指定管理による管理運営を実施した。 ・溝沼子どもプールの維持管理を実施し、開場した。 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度においては、武道館の改修工事に向けた、設計業務を開始した。 ・これまで新型コロナウイルス感染拡大の影響で施設利用について、様々な制限を設けて貸出しを行ってきたが、新型コロナウイルスの感染拡大は終息しつつあるため、状況に応じた制限の緩和を実施した。

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
体育施設(14施設)の利用率	60.0%	61.6%	62%	体育施設(14施設)の利用率

●施策の分析

進捗状況	<p>溝沼子どもプールは、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染症対策として、1日2部制とし、施設内が密にならない工夫を行い、開場することができた。</p> <p>総合体育館について、令和4年度は通常の貸出を行っており、利用状況についてはコロナ前の水準に回復しつつある。他の体育施設においても、例年どおり運営を実施しており、利用状況は総合体育館同様である。</p> <p>また、武道館の改修工事に関して、令和4年度より改修工事に向けた設計業務を進めており、進捗状況については概ね順調であると判断する。</p>
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経年劣化は進行しており、適切に維持管理を行う必要がある。また、老朽化が指摘される施設については、長寿命化や耐震化などの大規模改修が計画されている。 ・健康管理や仕事以外のコミュニケーションなどへの市民の関心の高まりから、スポーツをする場所のニーズは引き続き、増加していくものと考えられる。
現状と課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた財政状況の中で、関係部署と調整しながら、各施設の必要な改修・修繕を行っていく必要がある。 ・新規に開設する施設が見込めない中で、既存施設のさらなる効率的な利用を進めていく必要がある。 ・新型コロナウイルスは終息しつつあるが、引き続き、適切な対策を行う必要がある。
今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・スポーツ振興公社とのさらなる連携により、各施設の効果的な維持管理と施設運営を行っていく。 ・関係部署と調整を図り、必要な改修・修繕を適切に実施していく。

●評価

<p>総合体育館などの社会体育施設は、感染症対策は行いながらも通常の貸し出しを行っており、利用状況はコロナ前の状況に戻つつある。</p> <p>施設の経年劣化は課題であるが、長寿命化など大規模改修を計画的に行い、指定管理者である文化・スポーツ振興公社とのさらなる連携により、各施設の効果的な維持管理と施設運営を行っていく。</p>

(4) 地域文化

施策名	歴史や伝統の保護・活用	担当課	文化財課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	市民が地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識が深まっている。
施策の実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種媒体を通じての文化財に関する普及啓発。 ・ 文化財保護関係団体への補助金交付。 ・ 指定文化財の柁塚古墳歴史広場、湧水代官水、広沢の池、二本松の保護、管理。 ・ 埋蔵文化財の確認調査(試掘調査)、発掘調査、整理、資料作成、出土品保存処理、調査報告書刊行。 ・ 埋蔵文化財センターの維持管理。 ・ 重要文化財旧高橋家住宅の維持管理、活用事業12回、年中行事展示15回。 ・ 博物館運営事業 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県指定史跡柁塚古墳(柁塚古墳歴史広場)枯損木伐採及び虫害防除対策(樹幹注入) ・ 指定文化財湧水代官水虫害防除対策(樹幹注入) ・ 重要文化財旧高橋家住宅枯損木伐採及び虫害防除対策(樹幹注入) ・ 市制施行55周年記念「丸沼芸術の森コレクション アンドリュー・ワイエス水彩・素描展－アルヴァロの世界－」

●施策指標の進捗状況(令和4年度)

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
博物館展示回数(回)	7回	7回	6回	博物館のテーマ展、企画展、ギャラリー展等の開催回数
博物館を授業等で使用した市内小中学校数(校)	12校	15校	15校	博物館を授業等で使用した市内小中学校数

●施策の分析

進捗状況	<p>指標1については、目標を達成できている。 指標2については、目標を達成できている。 なお、埋蔵文化財調査件数について、市内開発事業の増加に伴い、目標値2件に対し、令和2年度9件、令和3年度13件、令和4年度9件となっており、目標を大幅に上回る状態が続いている。</p>
必要性	<p>博学連携での必要性をはじめ、文化財などの歴史資源を観光資源として使用しようとする動きが、博物館法の改正を含め、活発化してきており、地域の歴史、文化や文化財に対する意識が高まってきている。</p>
現状と課題の分析	<p>博物館の開館から26年、文化財保護係と併せ文化財課となり15年が経過する中で、施設や機器の経年劣化等により、文化財の十分な活用が図れない状況にある。 コロナ禍前の状況に戻りつつある中、これらの文化財が広く活用できるよう、施設改修や機器の更新も含め、適切な保存環境の整備及び調査、整理、保存措置等を行う必要がある。</p>
今後の展開	<p>博物館法改正の趣旨に鑑み、文化財の保護・管理とともに、文化財を市の特徴を示すプロモーションとして使用できるよう、関係各課との情報共有を行っていく必要がある。</p>

●評価

<p>指定文化財について、定期的に状況観察を行い、必要に応じた措置を施し維持管理できたこと、また、各種事業において、感染症対策を講じながら可能な限り定員や回数を増やして事業を展開できたことは重要であると考えます。</p> <p>文化財行政を取り巻く社会的な影響、特に開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査が増加の一途をたどる情勢において、限られた環境の中での対応は充分とはいえないが、今後においても、地域的特色について学術的な調査研究を進め、後世に文化・歴史を伝授するよう努めたい。</p> <p>なお、デジタル化社会への対応という点について、文化財行政ではGIS（地理情報システム）などへの対応、博物館では博物館法の改正を受けた資料のデジタルアーカイブ化の促進が課題となっているが、どちらにおいても、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応することを念頭に置き、推進していきたい。</p>
--

施策名	芸術文化の振興	担当課	生涯学習・スポーツ課
		関連課	—

●施策の概要

目指す姿	<p>市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会を得るとともに、より身近で優れた芸術文化に親しめる機会が提供されている。</p> <p>各種団体やグループをネットワーク化し、市民の自主的な活動の充実と活性化をはかり、芸術文化に感心を持つ市民の活動が促進されている。</p>
施策の実施内容	<p>令和4年度においては、ほぼコロナ以前のとおり「芸術文化展」、「市民芸能まつり」、「文化祭」などを開催した。また、夏休み親子陶芸教室も同じく実施することができた。</p> <p>【新規】</p> <p>国からの支出金を受け、コロナにより芸術や文化活動に困難を極めていた団体等の活動を支援するため、「芸術・文化団体支援事業補助金」制度を設け、団体活動への一助とすることができた。</p>

●施策指標の進捗状況（令和4年度）

指標名	実績		目標値 (令和7年度)	説明
	令和3年度 (参考)	令和4年度		
文化祭入場者数	2,196人	8,030人	12,970人	朝霞市文化祭の入場者数

●施策の分析

進捗状況	令和4年度は、文化協会と共催する芸術文化展、文化祭などの展示、発表部門のほか、夏休み親子陶芸教室など、従前のおりに実施することができた。まだまだ入場者数は少ないものの、文化協会に加盟する方々の展示、発表とそれを鑑賞する入場者により盛り上がりを見せるまでになった。
必要性	文化や芸術は親しみをもって取り組んでいくことで、暮らしや生活に豊かさをもたらしてくれるほか、心にゆとりを与えてくれるものである。また、芸術文化が時代を超えて伝え広まっていくことで、次世代への担い手に継承していくことができる。芸術文化に勤しむことで、市民それぞれの交流機会ともなり、コミュニティの活性化にもつながるものと考えられ、必要性は大きい。
現状と課題の分析	令和4年度から、ほぼ従前のように文化事業を開催することができている。引き続き文化協会と連携し、関係する団体等とも協働するなどし、子どもから高齢の方、障害のある方など全ての方が、分け隔てなく、芸術文化に触れ、親しむことができる文化施策の展開を行っていく。
今後の展開	令和4年度は、従前のような事業展開を行ってきた。子どもから高齢の方、また、障害のある方など全ての方が芸術文化に親しむことで、豊かなまちづくりにつながるよう引き続き、芸術文化の継承に努めていく。

●評価

<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一部参加者の制限などはあったが、文化協会との共催により芸術文化展、文化祭など芸術文化事業を行うことができた。</p> <p>暮らしや生活に豊かさをもたらす芸術文化を推奨していくことで、心にゆとりをもたらすほか、市民の交流機会となり、コミュニティの活性化につながるため、今後も文化協会と連携し、年齢や身体状況に関わらず芸術文化に触れられように展開していく。</p>

5 学識経験者からの意見

令和4年度の事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行うにあたり、次の学識経験者の方々から、朝霞市教育行政施策評価会議の場において、教育行政施策全般にわたり、幅広い観点から次のような御意見をいただきました。

○星野 敦子 氏（十文字学園女子大学 教育人文学部教授）

第5次朝霞市総合計画後期基本計画（総合計画）において、「第3章 教育・文化」として位置付けられている4つの大柱（学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、地域文化）（中柱10、小柱33、90事業）について点検評価を行った。各事業に対するヒアリングに先立ち、朝霞市立朝霞第三小学校、溝沼学校給食センター、総合体育館及び中央公民館の施設視察を実施した。

学校教育を取り巻く環境の多様化により、特に学校現場においては、児童生徒の健全育成と学力の維持向上に向けた対応は困難さを増している。特に不登校児童生徒の増加は、朝霞市に限らず全国的な傾向であり、普通教育機会確保法に基づいた、児童生徒の教育機会の確保は喫緊の課題となっている。朝霞市ではタブレット端末を活用したオンライン授業の配信のほか、子ども相談室へのスクールソーシャルワーカー・相談員の配置を行い、子どもの家庭環境への支援も視野に入れた活動を行っており、より一層の個の支援を充実させるための方針も示している。

令和5年3月に、文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）をとりまとめ、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指して、以下の3つの取り組みを打ち出している。

- ①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
- ②心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
- ③学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

特に②については、心や体調の変化の早期発見のための ICT 活用、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携することによる早期支援の実現など、朝霞市としてすでに地盤があり、取り組みやすい内容である。ぜひ迅速な対応をお願いしたい。また、教育振興基本計画の独自指標となっている「不登校児童生徒の割合」については、見直しを行い、教育機会を確保するための支援の状況がわかる指標を取り入れる方がより適切である。

今回施設視察を行った朝霞第三小学校では、独自の学力調査(三学調)を活用した学力向上プランを実施し成果をあげている。授業改善に向けた具体的な取り組みにつなげる地道な努力を積み重ねており、まさに「教員による主体的な」学力向上に向けた、モデルとなる取り組みである。ここで重要な視点は、「教員による主体的な」という点である。同じ取り組みを他の学校でも実践していくことは好ましいが、必ずしも同じ活動を行うことに秀でた教員がいるとは限らない。各学校、教員の個性や能力を生かして、無理のない方法で得意分野を伸ばしていくことで、結果として他の分野にも成果が波及していくのではないだろうか。

朝霞第三小学校はコミュニティ・スクールとして、地域との連携に対しても積極的に取り組んでいる。朝霞市内では、令和4年度までに、すべての小学校に学校運営協議会が設置され、令和6年度までにはすべての中学校への設置が見込まれている。形としてのコミュニティ・スクールではなく、地域に開かれた学校づくりの実践を目指すことで、比較的時間をかけて丁寧な対応を進めてきた。令和5年3月には、「朝霞市学校運営協議会研修会」を開催し、「コミュニティ・スクールを核とした学校づくりと地域づくり」をテーマとして、実践に向けた学びの場を設置している。予想以上に多数の教員の参加があったということで、必要性の高さを示している。

朝霞第三小学校では、学校運営協議会会長より直接お話を伺い、具体的な取り組みについて知ることができた。学校運営協議会委員が教員と共に熟議に参加し、グループワークを通して、学校と地域が互いに「できること」を検討した結果、行事の設営や児童の作品掲示など、教員の

負担となっている仕事を地域住民が支援する仕組みが動き出し、成果を上げている点は大いに評価したい。特に、地域住民が学校でのボランティアを楽しんでいることがよく理解できた。「書きぞめ展の準備」について、ボランティアを募集するチラシをつくるなど、地域にひらかれた学校の姿勢もすばらしい。

令和4年度は、夏季休業期間中の放課後子ども教室の開催が実現し、市内6校(各3日間)で開催された。従来土曜日に行っている「プログラム提供型」に対し、夏休みに開催されたものは「居場所提供型」としての機能も加わり、子どもや保護者を支援する仕組みが整備されてきた。のべ参加者数も、前年度に比較して大きく増えている。

社会教育施設においては、DXの影響を受け、デジタル図書の提供やデジタルアーカイブの構築がもとめられている。図書館では、令和4年3月より電子図書の提供をスタートしている。現在の利用登録者は2,000人弱であるとのことだが、今後急増してくことが予想される。市民の多様なニーズに対応できるような、有効な運用を目指してほしい。学校教育との連携を視野に入れた「児童書読み放題パック」などは今後、より一層広く利用してほしいと思う。博物館においても、博物館法の改正により、デジタルアーカイブの作成と公開が新たに事業として位置づけられた。博物館資料などのデジタルアーカイブ化を促進することで、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応できるだけでなく、学校教育に対する支援の充実も期待したい。

市立博物館においては、テーマ展、企画展等の展示は7回実施されており、市制施行55周年記念「丸沼芸術の森コレクション アンドリュー・ワイエス水彩・素描展 ―アルヴァロの世界―」の開催など、大変意欲的に活動を行っている。また、市内のすべての小中学校が博物館を授業等で活用しており、学校教育の支援においても成果が見られる。

スポーツ・レクリエーション活動においては、東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承による事業が実施されている。「ポッチャ」や「ビームライフル」は年齢を問わずだれでも参加できるもので、市民スポーツとしての普及が期待される。令和2年度に改修が完了した総合体育館を視察させていただいたが、輻射パネル式の空調設備は、高機能で経済性も高い。限ら

れた予算の中での施設の維持管理は、困難な点もあると思うが、手順や手法などを工夫しながら計画的に進めていることがよく理解できた。

令和5年6月に発表された国の教育振興基本計画においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」並びに「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトが示されている。ここで述べられている「ウェルビーイング」とは「多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方」を意味している。これは一見、目新しい概念のような印象を与えるが、教育基本法第十二条(社会教育)「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」とほぼ同じ意味である。「個人の要望」とは「自己実現」(いきいきと自分らしく生きる事)であり、「社会の要請」とは「地域課題解決」(地域社会が豊かで幸せになること)である。「ウェルビーイング」では、前者を「獲得的要素」後者を「協調的要素」と定義しており、両者を一体的に捉えるとともに、両者のバランスが重要であるとしている点が新しい視点である。協調的幸福感の指標としては、「自分だけでなく、身近なまわりの人も楽しい気持ちでいると思う」「大切なひとを幸せにしていると思う」などの質問項目があげられている。

この「ウェルビーイング」としての幸福感の捉え方は、学校教育、生涯学習を問わず、すべての施策に横ぐしを通すもので、施策評価において、「ウェルビーイング」の視点を持つことは、表面的な数字のみにとらわれることなく、本質を見極めるうえで非常に重要である。

施設視察において、溝沼学校給食センターで給食をいただいた。野菜がたっぷり入ったスープにソフト麺をあわせた「野菜たっぷりスタミナラーメン」からは、栄養士さんや調理師さん、また材料を提供してくださっている農家の皆さんの想いが伝わってきた。子どもたちは、おいしい給食を自分たちのために毎日作ってくださっている方たちがいる事をどう感じているのだろうか。自分たちの健やかな成長を地域の方たちが願い、支えてくださっていることを知ることで、自分たちがどれほど大切に思われているかということ、あらためて自覚してほしいと感じた。

○安原 輝彦 氏（浦和大学 社会学部客員教授）

昨年度に引き続き、今年度も評価会議に参加させていただいた。会議に先立ち、教育施設（朝霞第三小学校、溝沼学校給食センター、総合体育館、中央公民館・コミュニティセンター）の訪問に参加した。朝霞第三小学校の訪問では、学力向上、学校運営協議会（コミュニティースクール）の状況について率直な意見交換によって、多くの学びを得ることができ、また、溝沼学校給食センターでは、食材の高騰に直面する中での学校給食の提供についての説明を受けて厳しい現状との中で工夫を続けるセンターの状況を知ることができた。

会議では、令和5年度朝霞市教育行政施策評価調書（令和4年度実施事業）に基づき、（1）学校教育（2）生涯学習（3）スポーツ・レクリエーション（4）地域文化の4つの柱に分けての評価会議に参加し、担当課長並びに担当部長からの説明を受け、一連の施策に対して質疑応答、意見等を述べてきたが、真摯で丁寧な対応についてまず感謝申し上げたい。

さて、足掛け4年にわたり、その対応に国内外が翻弄された新型コロナウイルス感染症も、本年5月より感染症法上の第5分類とされた。

朝霞市の教育行政においてもこの間、まさにコロナ感染症対策との闘いの日々の連続であったことが窺えたが、このような状況の中においても、朝霞市では、感染拡大の状況や国・県の動向などに鑑みて、感染対策の徹底を図りながらできるものは実施してきたことをまず評価する。

（1）学校教育においては、令和4年度もスクールカウンセラーやスクールサポーターなどの人的配置をはじめとして、GIGA スクール構想を踏まえた ICT 教育の推進、学校施設設備の整備など、子どもたちの教育を充実させるべく、様々な施策を打っていた。

特に、特質すべき点として、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、小学校低学年補助教員、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー、英語指導助手、児童生徒支援員といった学校教育を支援する多職種の配置が充実され、学校において学習への支援、生徒指導・教育相談へのサポート体制だけでなく、関係各課と連携しながら、子どもの家庭環境への支援も実施していることは心強く、引き続き整備が進んでいることが窺えた。これらの人材の配置の効果によって、全国学力・学習状況調査で小中学校共に朝霞市立の小中学校の状況は全

国平均を上回っている結果を出していることがあげられると考える。

さらに、学校施設設備の改修等教育環境の整備など、特に朝霞第六小学校の35人学級対応の校舎、教室増改築に取り組んでおり、朝霞市の学校教育に期待する市民の声にこたえていた。ただ、今後も将来設計以上に児童生徒増が続くようであれば、学校施設設備に対する対応がかなり難しくなることも予想され、教育行政施策の重要な課題の一つになることも考えられる。

また、(2)生涯学習(3)スポーツ・レクリエーション(4)地域文化に関しては、武道館改修工事、図書館施設、指定文化財の保護管理事業など学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション、地域文化、それぞれの柱に関わる施設の充実を目指した施策が実施されており、今後も将来設計という視点で改善を急いでいる姿勢を感じた。

特に、中央公民館や図書館、総合体育館、陸上競技場などの施設は朝霞駅に近く、市民だけでなく近隣の他市の住民にも開放されている各種イベントの実施やスポーツ大会などによって広く周知され、朝霞市民だけでなく、生涯学習の理念を近隣市町にまで幅広くアピールする朝霞市の姿勢には敬服した。

さらに、図書館の貸し出し業務の中で、電子書籍の貸し出しを導入し、デジタル社会の現在、多くの市民に利用されているとともに、学校教育分野での学習教材としての活用への対応にも尽力され、教育力向上にも大きく寄与していることの報告には、これからの図書館の新しい業務の方向性を示していると言える。

気がかりだったのは、まだまだ朝霞市への流入が続く人々の住宅開発に伴って、発掘調査の場所が年々増加し、発掘作業の処理に追い付いていないことである。ひとえに発掘に伴う専門的な人材と文化継承の予算の不足である。地味な仕事だが、歴史や伝統の保護・活用には欠かせない業務なので、何とかいい方策はないものかと考える。

このように、生涯学習の分野においても令和4年度には、一昨年度のコロナ感染状況を勘案して、昨年度からの開催チャレンジに向けて積み重ねられてきた努力が、少しずつ実ってきたように感じた。

最後に、今後の朝霞市教育行政施策を展望について考えてみたいと思う。

二つの大きな波に視点を向けてみる。一つは「少子高齢化」への対応である。このことについてはすでに20年以上前から警世の声が上がっていたが、令和の時代になり、その危機的な状況が急激に表面化してきているように感じる。学校教育、生涯学習の各分野に少子高齢化はどんな影響を今後もたらすのか、その対応と対策について本格的な議論を深めていきたいところである。例えば、現在は増加傾向にある児童生徒、高齢者も10年、20年といったスパンで展望したとき、少子高齢化の影響が避けられない朝霞市においてはどのような動向に向かうのか。そのための方策を今から考案していくことで、学校教育分野と生涯学習分野の展望が開けてくるのではないかと思う。

二つ目は、AI社会、デジタル化社会、グローバル社会に対応する学校教育、生涯学習についてである。すでにタブレットが子供たちに配布され、各種の登録や申請、決済は電子、デジタル化に急速に向かっている。この流れは日進月歩であり、技術的な問題だけでなく、人々の生活や暮らしを大きく変えていく方向にある。すなわち、衣食住の場面にといった人間の基本的な暮らしの要素に電子空間、デジタル化、AIが加えられたことで、これまでの衣食住空間を電子、デジタル技術が日々浸透している。すなわち、市民の生き方や暮らし、ビジネスの価値観にまで大きく変化をもたらそうとしている。これまでの学校と違う形、内容の学校が登場するかもしれない。授業の形態も大きく変わりつつある。人と人との結びつき、コミュニケーションの手段や形を変化させている。

この変化に、教育行政としてどのように対応していくのか。子供たちや市民が朝霞市で暮らすことの幸せをどうサポートしていくのか。さらには、行政の出番を今以上に縁の下にして、市民同士が絆を結んで、自立した市民社会を構築できる仕組みを考えていく時代かもしれないということである。

朝霞市教育行政施策評価を通じて、伸び行く朝霞市の姿勢を伺い、さらに未来に向けて着実に発展することを期待申し上げる。

6 資料

朝霞市教育行政施策評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、朝霞市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を明らかにするため、朝霞市教育行政施策評価(以下「評価」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 評価は、次の目的のために実施する。

- (1) 教育委員会内の各所管部署が行う教育行政活動について、その実施内容及び成果等を検証することにより、より確実かつ有効な教育行政の運営を行う。
- (2) 教育委員会内の各所管部署で実施している諸施策の点検及び評価の結果を明らかにすることを通じ、市民に信頼される公正で開かれた教育行政運営を推進する。

(評価対象)

第3条 評価は、朝霞市総合振興計画基本計画に位置付けた教育委員会が行う教育行政諸施策について行う。

- 2 評価は、当該評価年度の前年度に実施した教育行政諸施策について行う。

(評価回数)

第4条 評価は、毎年度1回実施する。

(評価方法)

第5条 評価は、朝霞市行政評価制度における施策評価を活用して行う。

- 2 評価は、教育委員会における自己評価とする。

(知見の活用)

第6条 評価の実施に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- 2 前項に規定する者は、2人以内とする。
- 3 知見の活用に当たっては、当該評価年度ごとに、教育に関し学識経験を有する者を教育長が依頼し、意見を求めるものとする。
- 4 知見の活用の結果、得られた意見等は、教育委員会における自己評価結果に加えるものとする。

(議会への報告)

第7条 教育委員会は、評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出する。

- 2 報告書の提出は、毎年度末までに行う。

(評価の公表)

第8条 教育委員会は、評価結果を公表する。

(庶務)

第9条 評価に関する事務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

令和5年度

朝霞市教育行政施策評価報告書

(令和4年度施策対象)

発行: 令和5年8月

発行者: 朝霞市教育委員会